

令和3年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験
(下水道使用料等徴収員)

受 験 案 内

令和4年1月18日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
下水道使用料等徴収員	1人	下水道部下水道営業課に勤務し、下水道使用料等の徴収に関する業務（文書催告、滞納処分及び戸別訪問による徴収等）に従事します。

【受付期間】

令和4年1月18日（火） ～ 同年2月14日（月）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月14日必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和4年2月20日（日） (受付時間) 9:00～9:20	米子市下水道部中央ポンプ場 2階会議室 米子市内町172番地1（医大通り沿い） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
下水道使用料等徴収員	1人	下水道部下水道営業課に勤務し、下水道使用料等の徴収に関する業務（文書催告、滞納処分及び戸別訪問による徴収等）に従事します。

2 受験資格

試験区分	資格
下水道使用料等徴収員	普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する人 文書作成ソフト及び表計算ソフトの基本的な操作を行うことができる人

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和4年2月20日（日） （受付時間）9：00～9：20	米子市下水道部中央ポンプ場 2階会議室 米子市内町172番地1（医大通り沿い） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

- 合格者の決定・合格者は、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・作文試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込受付期間

令和4年1月18日（火） ～ 同年2月14日（月）
・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
・郵送による申込みの場合は、2月14日必着とします。

6 受験手続

区 分	内 容
提 出 書 類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>○ 受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。</p> <p>自動車運転免許証の写し 表面と裏面 各1部</p>
申 込 先	<p>米子市下水道部下水道営業課 (中央ポンプ場2階) 〒683-0834 米子市内町1 7 2 番地1 電話 (0859) 34-1371</p> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <p>○ 封筒の表に赤字で「会計年度任用短時間勤務職員 受験申込」と書いてください。</p> <p>○ 受験票返送用として、返信用封筒を同封してください。 返信用封筒には、受取人の宛先(郵便番号・住所)及び氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。</p>
受験票の交付	<p>申込者には、申込み時に受験票を交付します。</p> <p>○ 郵送による申込者には、受験票を郵送しますが、<u>2月17日までに到着しないときは、米子市下水道部下水道営業課に問い合わせてください。</u></p>

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市下水道部下水道営業課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
合格者	2月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げて合格を決定する場合があります。

8 採用予定日・勤務条件

区 分	内 容
採用予定日	令和4年4月1日
報 酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに、通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。 ・業務の繁忙期、イベント開催時及び災害時には、土曜日、日曜日又は祝祭日若しくは夜間に勤務することもあります。
任用期間	任用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。 ・採用日から1か月は条件付き採用期間となり、この期間は延長されることがあります。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、任用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。